



沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告 示

- 漁業災害補償法に基づく規約の設定についての同意成立の認定（水産課）…………… 1
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅（水産課）…………… 1
- 選挙管理委員会事項**
- 沖縄県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示…………… 1
- 正 誤**
- 令和 6 年 3 月 29 日付け公報号外第 8 号中訂正…………… 2

告 示

沖縄県告示第288号

漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）に基づく規約の設定について同意があった旨の届出が次のとおりあり、同法第108条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定により、当該同意が同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認める。

令和 6 年 7 月 16 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

加入区の名称	漁業の区分	届出人の住所及び氏名
国頭加入区	総トン数20トン未満の漁船を使用して 行う漁船漁業及び小型定置漁業	国頭村字桃原396番地 玉村和也 国頭村字宇良484番地10 荏田剛和

沖縄県告示第289号

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の2第1項第1号の規定により、令和 2 年沖縄県告示337号で同意の認定をした久米島加入区について普通損害保険に付すべき義務が消滅した。

令和 6 年 7 月 16 日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

選挙管理委員会事項

沖縄県選挙管理委員会告示第19号

沖縄県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 6 年 7 月 16 日

沖縄県選挙管理委員会

委員長 当 山 尚 幸

沖縄県選挙管理委員会規程の一部を改正する告示

沖縄県選挙管理委員会規程（昭和47年沖縄県選挙管理委員会告示第1号）の一部を次のように改正す

る。

第 6 条に次のただし書を加える。

ただし、住所の全部の告示に支障があると認めるときは、当該住所の一部の告示をもって当該住所の全部の告示に代えることができる。

第 6 条第 1 号を削り、同条第 2 号を同条第 1 号とし、同条第 3 号を同条第 2 号とし、同条第 4 号を同条第 3 号とする。

附 則

この告示は、令和 6 年 7 月 16 日から施行する。

正

誤

令和 6 年 3 月 29 日付け公報号外第 8 号登載の「沖縄県企業局の組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程（沖縄県企業局管理規程第 1 号）」中次のとおり誤り。

ページ	行	誤	正
6	上から 12	別紙	別表
6	上から 13	別紙	別表
6	下から 13	別表	別表第 1

発 行 所 沖 縄 県 総 務 部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印 刷 所 沖縄県総務部総務私学課（文書法規班印刷室） 〒900-8570 那覇市泉崎 1 丁目 2 番 2 号 沖縄県庁地下 1 階
--	--